

大分市

バリアフリー
基本構想
【鶴崎駅周辺地区】

概要版



大分市

令和2年4月



第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

本市は、高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成16年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、平成26年3月に「大分市バリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」という。）」を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

平成30年5月に公布、その後施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がい者の社会進出等を促進することが求められています。

本市においても、「改正バリアフリー法」に基づいて、移動等円滑化促進方針（大分市バリアフリーマスタープラン）を策定し、鶴崎駅周辺地区は移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけをしています。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えている中、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化は増々進行していく傾向にあります。

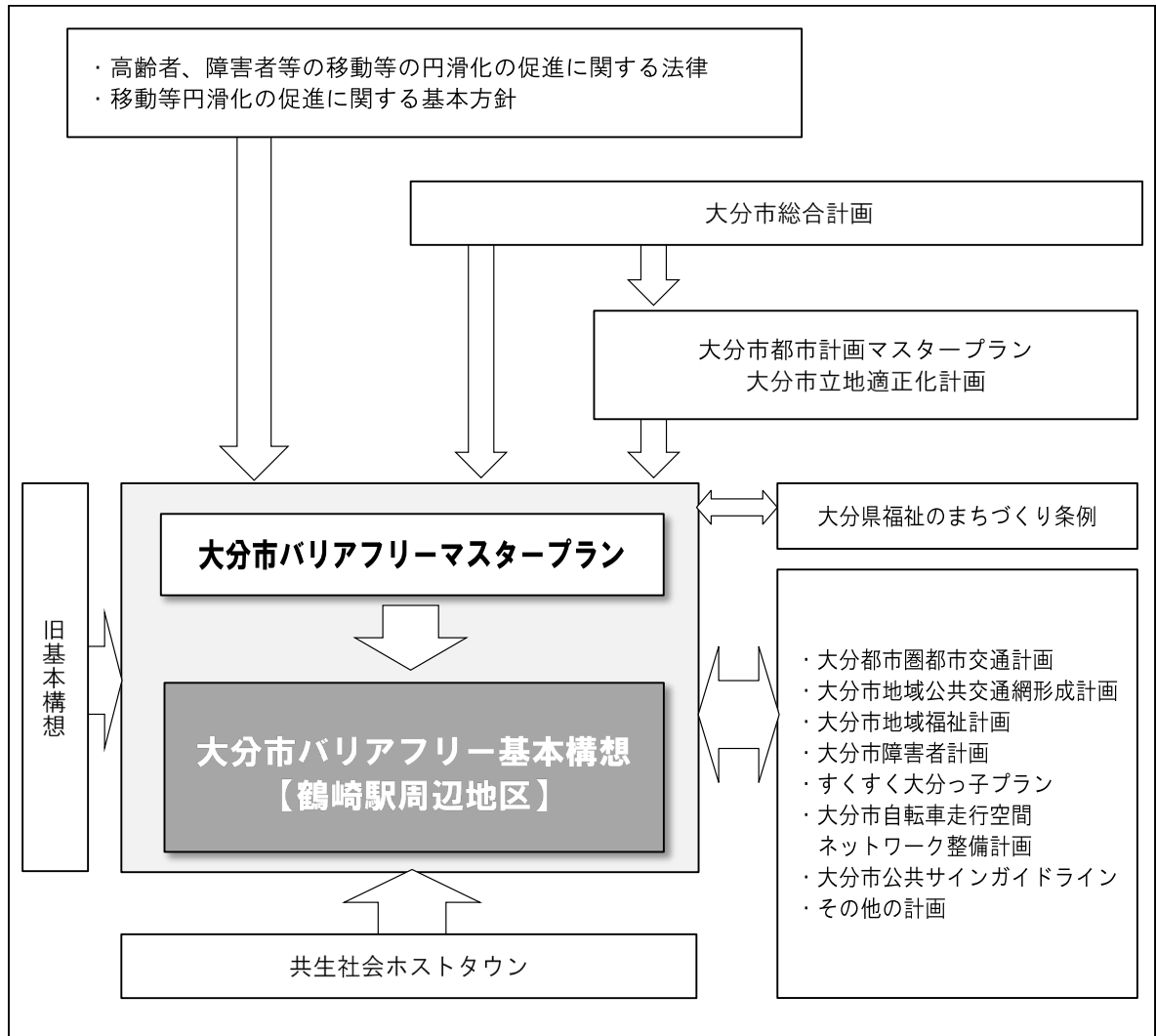
鶴崎駅周辺地区は、土地区画整理事業や周辺開発により住宅地が形成され、鶴崎市民行政センターや鶴崎公民館等の公共施設が集約していることから、バリアフリー化の必要性の高い地区として、「大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】」を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人に利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを目指します。

2. 計画の位置づけ

大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】は、大分市バリアフリーマスタープランにおける、面的・一体的なバリアフリー化の方針に基づいて策定します。

また、市のまちづくりに関する施策や事業と連携して、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた事業計画を講じます。

表 - 大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】の位置づけ



3. 計画期間

大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】の計画期間は、施策の進捗状況のフォローアップを毎年実施するものとし、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、5年を目途に見直しを行うものとし、計画の期間について、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



第2章 バリアフリーマスタープランにおける前提条件の整理

1. 基本方針

基本理念

だれもが自由にどこへでも豊かさあふれる大分市

基本方針

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等に関わらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりにおける大分市全域への拡大を推進します。

2 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

3 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者、障がい者等との意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取組めます。

4 継続的なバリアフリー化の進行管理と検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取組むことが必要です。

継続的な取組を行うにあたっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

5 心のバリアフリーの推進

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

市民一人ひとりが高齢者、障がい者等への理解と意識の醸成を図るために、これまでの取組を継続して進めていくことが重要です。

6 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及・啓発活動の推進

施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者、障がい者等に対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、各種の啓発・広報活動に取組めます。

2. 重点整備地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の選定

大分市バリアフリーマスタープランにおいて移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）は、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における移動等円滑化促進地区の選定要件とバリアフリー法の改正で追加された大分市地域公共交通網形成計画との調和の視点から、次の条件に該当する地区をバリアフリー化の必要性が高いと位置づけて選定しています。

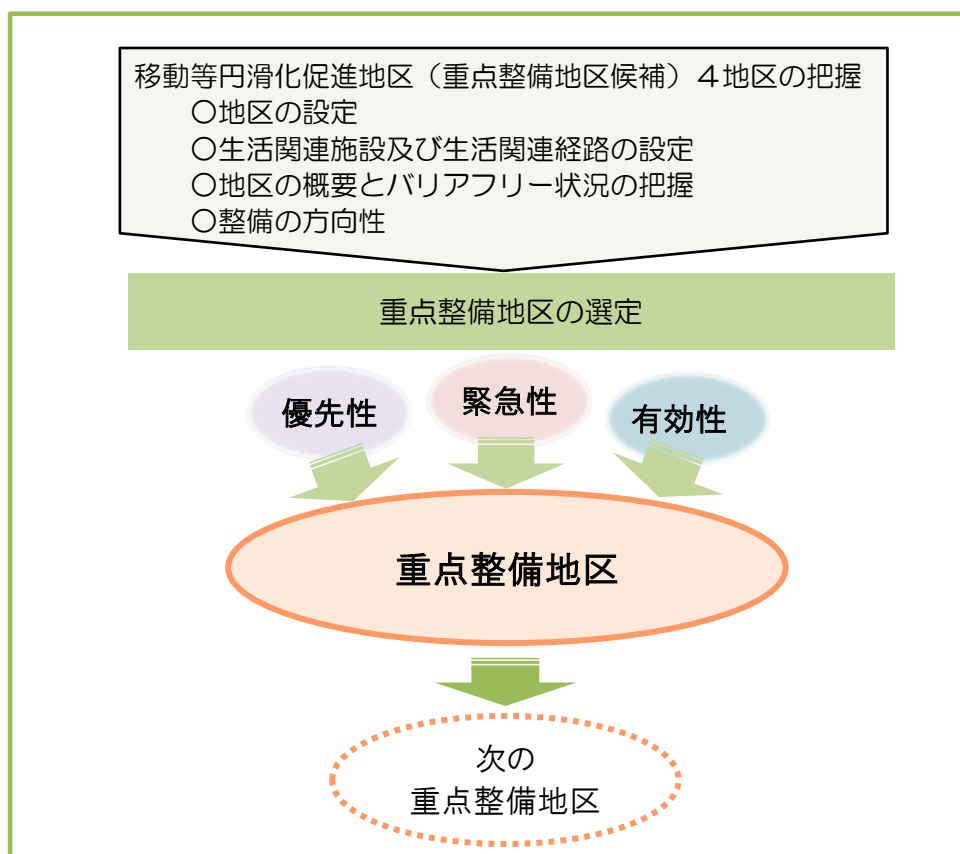
視点	JR 大分駅	JR 大在駅	JR 鶴崎駅	JR 高城駅	JR 大分大学前駅
A条件 1日平均利用者が3,000人以上の旅客施設を中心とした地区	○	○	○	○	○
B条件 「大分キャンバス」の運行エリアのある地区、またはJR駅のバリアフリー化推進の対象駅がある地区	○	○	○	○	

(2) 重点整備地区の選定

1) 重点整備地区の位置づけ

重点整備地区とは、旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区です。

本基本構想では、重点整備地区候補の中から、「優先性」、「緊急性」、「有効性」を考慮し、重点的にバリアフリー整備を行う「重点整備地区」を位置づけます。

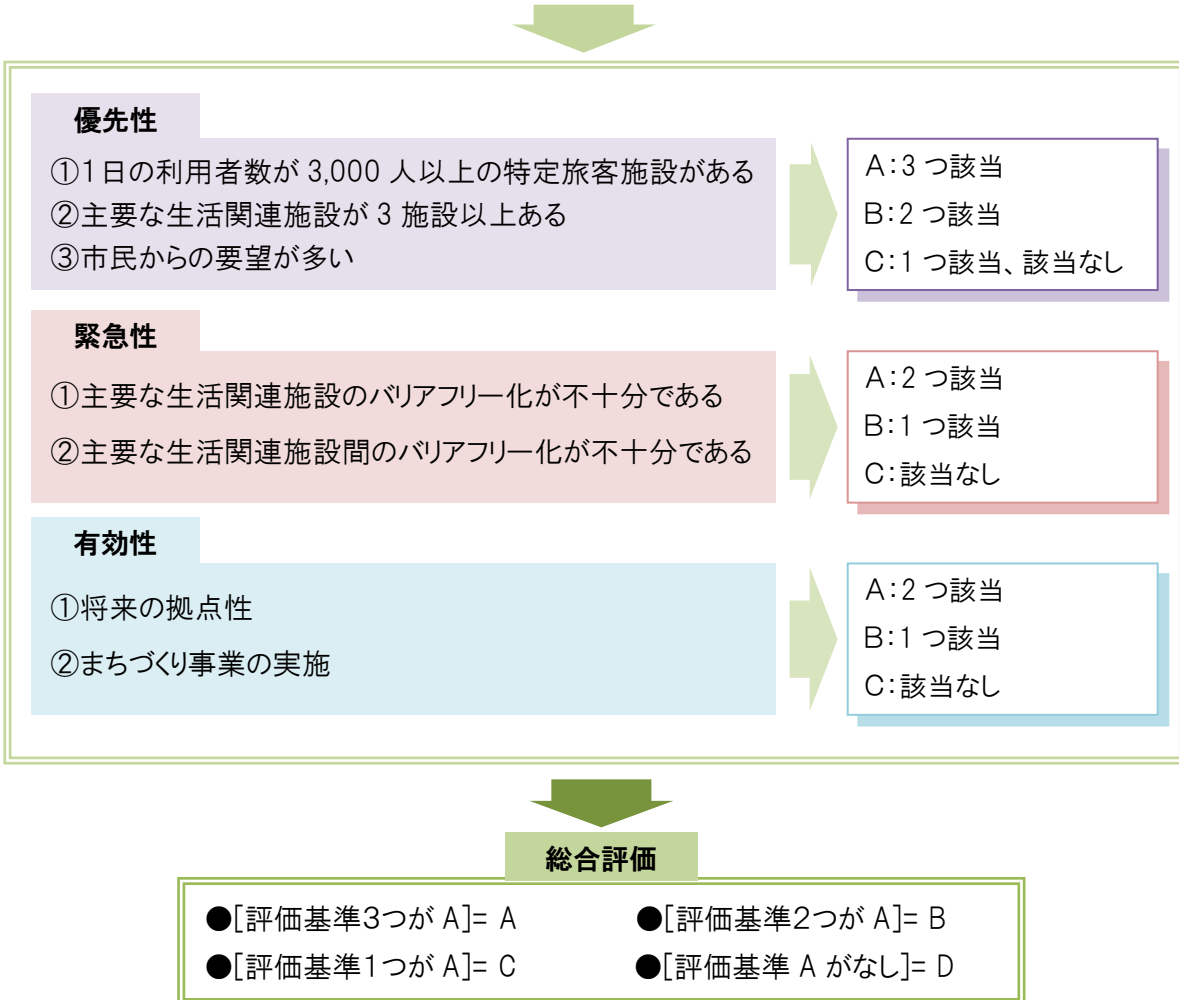




2) 重点整備地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）4地区を対象に、以下の評価の流れで重点整備地区を選定します。

移動等円滑化促進地区(重点整備地区候補)4地区



◆4地区の評価結果

地区名	結果	評価結果
①大分駅周辺地区	A	鶴崎駅周辺地区は、主要幹線道路となる国道197号の拡幅工事、鶴崎市民行政センター周辺整備等を進めていくものとし、これらの事業と合わせて地区のバリアフリー化を推進することで効果的な整備が期待できることから、重点整備地区に位置づけるものとする。
②高城駅周辺地区	C	
③鶴崎駅周辺地区	A	
④大在駅周辺地区	B	

3. 鶴崎駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の選定

鶴崎駅周辺地区は、鶴崎市民行政センターを含む行政、公共機関の窓口や、文化、医療、商業施設等、多数の生活関連施設の候補が立地しています。

本基本構想において、施設管理者の合意を得られた 27 施設を生活関連施設として位置づけます。

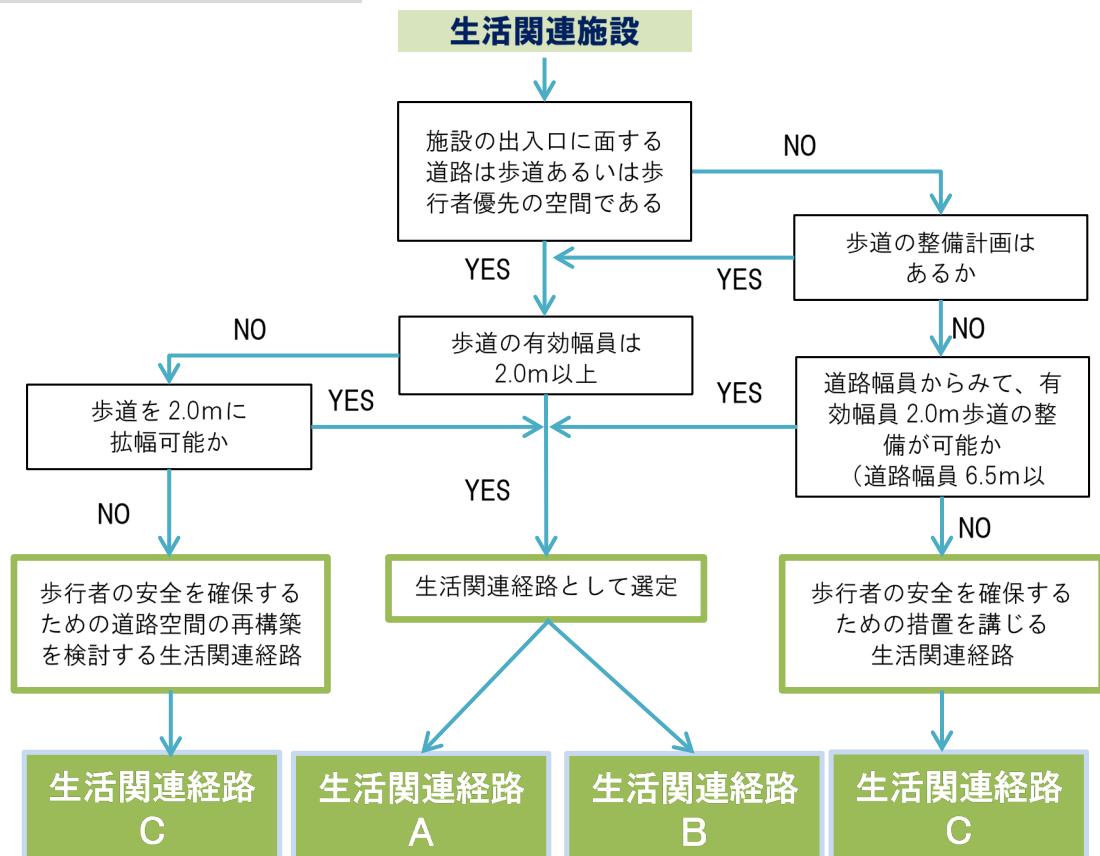
(2) 生活関連経路の選定

生活関連施設が面する道路状況を判断しながら生活関連経路を選定するとともに、鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動きに合わせて効果的なネットワークの形成を目指します。

表 - 旧基本構想における生活関連経路の区分

区分	経路の位置づけ
生活関連経路 A	歩道を有する又は歩行者優先道路であり、地区の骨格を形成する主要な生活関連経路。なお、この位置づけの経路は、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路になります。
生活関連経路 B	歩道を有する又は歩行者優先道路であり、生活関連経路 A を補助してネットワークする生活関連経路。なお、この位置づけの経路は、移動等円滑化基準の中で、実施可能なバリアフリー整備を行います。
生活関連経路 C	歩道が無い、十分な幅員が無い道路であるが、主要な生活関連施設を連絡するため歩行者の安全性を高める必要がある経路。なお、この位置づけの経路は、歩行者の安全性を高め、実施可能なバリアフリー整備を行います。

○生活関連経路の設定フロー



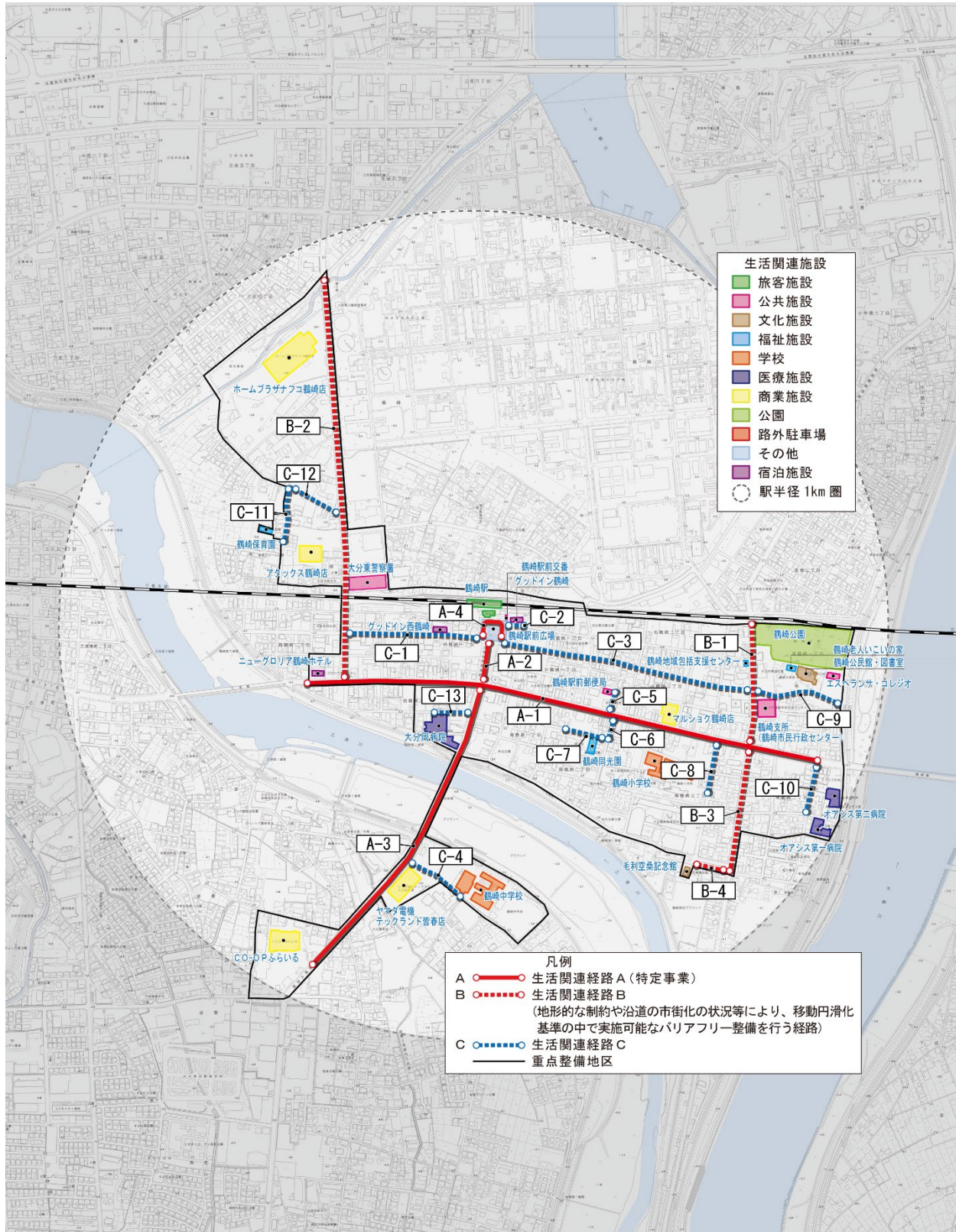


図 - 重点整備地区の区域

第3章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題

重点整備地区における「バリアフリーに関する課題の整理（取組方策）」について以下のように整理します。

○道路について

国道 197 号鶴崎拡幅（乙津～志村交差点）事業について、歩道整備（マウントアップからセミフラットタイプに変更）や自転車道整備を行っています。また、これからのバリアフリー化のために、次のような意見が挙がっており、今後の利活用に向けた対策及び事業の推進が求められています。

- ・歩道改修、段差解消を実施するにあたり、鶴崎商店街に設置されているストリートファニチャー等の移設等に向けた地元との調整が必要。
- ・中鶴崎 2 丁目交差点付近にある地下道の扱いを検討する。
- ・バス停付近の歩道のマウントアップとバスベイの整備が必要。

国道 197 号鶴崎拡幅以外についても、次のような意見が挙げられています。

- ・駅近くの誘導ブロック不足や段差を解消してほしい。
- ・鶴崎駅北側へのアクセスのあり方を検討してほしい。
- ・駅前広場のバリアフリー対応が必要。

令和元年 10 月にまち歩きを実施したルートについては、次のような意見が挙げられています。

- ・歩道幅員が狭く車いすは通れない箇所がある。
- ・歩道上に誘導ブロックがなく歩道に電柱があり、通行に障がいを生じている。
- ・路面の不陸（タイルが浮き沈みしている）により通行しづらい箇所がある。
- ・横断歩道の近くにあるストリートファニチャーが通行を妨げている。
- ・横断勾配が急な接続部により歩道内に段差が生じている。
- ・側溝蓋の隙間が広く車いすの前輪が落ちる箇所がある。
- ・歩行者用青信号の点灯時間が短い。

道路におけるバリアフリー化を進めていくために、問題点や課題の解消に向け事業の推進が求められます。



○公園について

鶴崎公園について、利用者のニーズに沿った公園のリニューアルが求められています。また、生活関連経路沿いには、バリアフリー化による公園整備の必要性が指摘されています。

障がい者にとって、トイレの確保は重要な問題であることから、車いす利用者や障がい者等が通行しやすい公園の確保とともに、生活関連施設である公園には、多目的トイレの整備の推進が求められます。

○建築物・施設について

バリアフリーが施されている鶴崎市民行政センターをこれからも活用するとともに、センター内にある多目的トイレの改善等、利便性の向上が求められます。

また、鶴崎市民行政センター周辺における整備が進められることにより、鶴崎公民館のリノベーションに伴うバリアフリー化の推進や周辺施設の機能集約に向けた整備を望む声が挙げられます。

○公共交通機関について

鶴崎駅のバリアフリー化について、エレベーターや多目的トイレ等の整備において、整備内容に一定の評価が得られています。

また、今後の課題については、音声でのコミュニケーションが難しい聴覚障がい者のための整備の充実やエレベーター内での非常時に備えた対策等、更なる利便性の向上が求められます。

第4章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの推進

1. バリアフリーの整備方針

重点整備地区における事業の実施に向けた、バリアフリーの整備方針について整理します。

生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活関連経路は、原則として車両と歩行者を分離するよう整備します。ただし、やむを得ず歩道の整備が不可能な場合は、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や障がい者をはじめとする歩行者の通行を優先とする措置を行います。 ■ 歩道等は、誰もが可能な限り円滑にアプローチできるように必要な幅員を確保し、移動上の支障となるこう配や段差の改善を進め、平坦で滑りにくい路面を確保するようにします。 ■ 排水施設の溝蓋は、車いすのキャスター、白杖の先及びハイヒール等が落ち込まない構造とします。 ■ 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法は、全て JIS 規格で連続して設置し、適切に誘導できるようにします。 ■ 交差道路にハンプ構造を採用することが可能な場合（細街路との交差部に限る）、安全性が確保されるよう周辺の交通状況等に配慮した上で、<u>段差のない横断歩道（スムーズ断歩道）</u>の採用を検討します。 ■ 視覚障がい者のための音響式信号の設置や音響式信号の夜間延長、歩行者青時間の適正時間化、信号待ち時間表示、エスコートゾーン（視覚障がい者用横断帯）設置等を行い、横断の利便性と安全性の向上を図ります。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出入口は、車いす使用者や障がい者等が通行しやすいよう十分な幅の確保、段差解消や緩やかなこう配を確保します。 ■ 多目的トイレは、高齢者や障がい者、乳幼児を連れた方等が安心して外出するために不可欠な、利用しやすい便所として整備します。
生活関連施設 （公園以外）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活関連施設の更新及び建替え時には、「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できる施設整備を行います。 ■ 施設出入口のバリアフリー化については、特に指導を強化するとともに、公共施設の出入口については、すべての施設においてバリアフリー化を図ります。
公共交通に関する移動円滑化 （路線バス）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低床バスの導入を推進します。 ■ バス停は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。 ■ 高齢者や障がい者の方にも、わかりやすく低床バスの時刻や、バスが来ている位置がわかるような情報提供を行います。



2. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容

(1) 公共交通（バス）のバリアフリー化

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	車両	低床バス等の導入推進	R2～R6
	バス停	上屋やベンチの設置	
	時刻表	低床バスが来る時刻がわかる時刻表の改良	

(2) 道路のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【A-1】 国道 197 号 ▪ 【A-2】 (県道)鶴崎停車場線 ▪ 【A-3】 (県道)鶴崎大南線 	以下に関する歩道の整備または検討を実施する。 イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良	R2～R6
	生活関連経路A (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【A-4】 鶴崎駅前広場 	高齢者・障がい者等の利用に配慮した、下記内容にて駅前広場の施設整備の検討を実施する。 イ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ロ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ハ) 段差の改良 ニ) こう配の改良 ホ) 排水施設の改良	R2～R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	<p>生活関連経路B (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【B-1】(県道)鶴崎港線 ・【B-2】(市道)鶴崎・三佐線 ・【B-3】(市道)東鶴崎下徳丸線 ・【B-4】(市道)南鶴崎6号線 	<p>以下に関する実施可能な歩道の改良を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 	R2～R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	<p>生活関連経路C (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪【C-1】(市道)西鶴崎9号線 ▪【C-2】(市道)北鶴崎2号線 ▪【C-3】(市道)北鶴崎3号線 ▪【C-4】(市道)乙津・森町線 ▪【C-5】(市道)中鶴崎5号線 ▪【C-6】(市道)南鶴崎9号線 ▪【C-7】(市道)南鶴崎3号線 ▪【C-8】(市道)南鶴崎12号線 ▪【C-9】(市道)東鶴崎1号線 ▪【C-10】(市道)東鶴崎13号線 ▪【C-11】(市道)下鶴崎1号線 ▪【C-12】(市道)鶴崎三佐二丁目線 ▪【C-13】(市道)西鶴崎11号線 	<p>歩行者空間の実施可能なバリアフリー化を行う。</p>	R2～R6



(3) 都市公園のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	公園 (公園名) ・鶴崎公園	「都市公園移動等円滑化基準」等に適合したバリアフリー化を実施する。 イ) 出入口や園路の改良(十分な幅の確保、段差解消、緩やかな勾配の確保等) ロ) 多目的トイレの多機能化(洗面器周辺の手すり設置等高齢者、障がい者等の利用に適した機能の追加) ハ) 高齢者・障がい者等の利用に適したベンチへの改良や設置 ニ) 車いす使用者用駐車施設の設置(円滑な乗降が可能なスペースの確保等)	R2~R5

(4) 建築物のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	鶴崎公民館	以下のバリアフリー化を実施する。 イ) エレベーターの設置 ロ) 多目的トイレの整備 ハ) 身障者用の駐車場の設置 ニ) バリアフリー化がされていない福祉施設「鶴崎老人いこいの家」と教育施設「エスペランサ・コレジオ」の2つの施設の機能を集約	R2～R4
	鶴崎公民館（集会室棟）	「大分県福祉のまちづくり条例」に適合したバリアフリー化を実施する。	R2～R4
	毛利空桑記念館 （毛利空桑遺品館）	多目的トイレを含むトイレの改修内容の検討を行う。	R2

(5) 交通安全のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A	生活関連経路Aに関する交差点等で、音響式信号機・交通弱者感应式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を実施する。	R2～R6
関連事業	生活関連経路A以外の生活関連経路	生活関連経路B及びCに関する交差点等で、必要に応じて、音響式信号機・交通弱者感应式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を推進する。	R2～R6



第5章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー化の推進に向けた取組

1. 心のバリアフリー

(1) 心のバリアフリーに関する問題と課題の整理

ヒアリングによる問題と課題の整理

- ・バリアフリーに関して認識は向上していると感じます。
- ・支所においてバリアフリー化の研修をしています。
- ・バス事業者の（特に運転手に対する）教育、研修等のソフト面の強化が大事です。
- ・毛利空桑記念館では、筆記ボード等設置されていませんが、事前に相談を受ければできる限り対応します。
- ・毛利空桑記念館の建物表示看板には、今後英訳を入れることを考えています。
- ・バリアフリーが施されたトイレの表記について、障がい者が主に使うトイレだと一目で分かるような表記（例えば「バリアフリートイレ」）が望まれます。

住民アンケート調査による問題と課題の整理

- ・「心のバリアフリー」について、約6割が「共感できる/好ましい」と感じています。しかしながら、研修会等への参加について約6割が「参加経験はない」と回答しています。参加経験者の内訳をみると、学校や勤務先で「心のバリアフリー」に関して学ぶ機会があったとしています。
- ・「心のバリアフリー」の推進は、学校教育や広報活動が有効であると感じており、これらを充実させることにより、バリアフリーに対する意識の醸成が図られるものと思われる。また、困っている人を見かけた人の約8割が「手助けをした」と回答しており、「心のバリアフリー」の取組を充実し「ソフト面」からバリアフリー化を推進することが望まれます。
- ・「バリアフリーは環境整備だけでは完璧だと思いません。まずはバリアフリーを知ること理解すること、気づくことが大切だと思います。そのための教育、情報発信の工夫が必須です。人で支援できればそれもバリアフリー、物に頼るだけではなく、弱い人、困っている人に手を差し伸べる雰囲気づくりも必要です。」

このように、バリアフリーによる活動の周知や普及、住民参加の推進、啓蒙・啓発活動の必要性が求められています。

まち歩きによる問題点と課題の整理

- ・市道 北鶴崎3号線、店舗の看板が歩道に出ています。
- ・鶴崎駅周辺地区は、音声案内がある箇所が少ないです。

(2) 鶴崎駅周辺の重点整備地区における心のバリアフリーの取組方策

社会的にバリアフリーに関する認識が向上している中で、鶴崎駅周辺地区の施設では、大分駅周辺地区と比べると普段バリアフリーに関する相談を受けることが少ないこともあり、ソフト面の対応が不十分であるため、バリアフリーに関する認識や関心、普及に対して積極的に取組むことが求められます。

また、バス事業者（特に運転手）には、心のバリアフリーに対する教育や研修等によるソ

フト面の強化が望まれています。

住民アンケートの調査結果においては、心のバリアフリーについては、約6割の回答者が共感できるあるいは好ましいと感じていますが、研修会等への参加について、約6割が参加経験がないと回答しています。このことから、学ぶ機会に対する積極的な参加の促進が望まれます。

また、心のバリアフリーの推進は、学校教育や広報活動の有効性、ルール・マナーに関する啓発活動の必要性があると感じており、これらを充実することにより、バリアフリーに対する意識の醸成が図られます。

2. 基本構想の推進体制

今後、各施設管理者等がバリアフリーマスタープランに基づいた取組を推進していくために、定期的に事業の実施について進捗を検証し、見直し、改善します。

また、一体的で連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要であることから、市民・事業者・行政が連携し、大分市バリアフリー事務局が庁内体制の構築を図りながら、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「大分市バリアフリー基本構想推進協議会」と相互に連携を図ります。

推進協議会では、基本構想に定める整備目標等の進捗確認や、面的・一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。また、こうした内容について、住民参加の場を提供し、広く市民との情報提供に努め、住民参加と意見の反映を促進します。

